

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画変更年度	令和 7 年度
計画主体	角田市

第 6 次角田市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 角田市産業建設部農林振興課
所 在 地 角田市角田字大坊 4 1
電 話 番 号 0224-63-2119
F A X 番 号 0224-63-4863
メールアドレス nourin@city.kakuda.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、ハクビシン、ハシボソガラス・ハシブトガラス（以下「カラス」という。）、カルガモ、ツキノワグマ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	角田市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稲 2. 0 5 h a	2, 1 7 4, 0 0 0 円
	野菜・芋類 0. 0 4 h a	4 8, 0 0 0 円
ニホンザル	—	—
ハクビシン	—	—
カラス	—	—
カルガモ	—	—
ツキノワグマ	—	—
合計	2. 0 9 h a	2, 2 2 2, 0 0 0 円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

【イノシシ】

一年を通して市内全域で農作物を中心に被害が発生している。特に東日本大震災による放射性物質の飛散問題が発生して以降、食肉利用に制限がかかったため、狩猟での捕獲数が減少したことも生息数に影響し、被害拡大の一因になったと推測される。

ここ数年、水田のけい畔や道路の法面の掘り返し、車両への衝突事故などの被害が頻発し、住環境への被害も拡大している。

【ニホンザル】

平成23年から平成24年にかけて、市の南東に位置する島田地区を中心に野菜類などに被害が発生したが、その後、大きな被害はなかった。

しかし、近年においては、3～4頭のハグレザルが東根地区から藤尾地区に出没しており、小規模な被害が度々発生している。

【ハクビシン】

ほぼ市内全域に生息し、一部農作物に被害が出ているほか、パイプハウスのマイカー線を切断するなどの被害も発生している。

市街地にも出没するほか、家屋の屋根裏に棲みつく事例も報告されている。

【カラス・カルガモ】

カラスによる食害が、小規模ながら果樹(梨、りんご)などに散発的に発生している。カルガモは、春季の田植え後や秋季の収穫前の水稻に被害がみられる。

【ツキノワグマ】

近年、市内の山間地でのツキノワグマの目撃情報が数件報告されている。今のところ農作物被害や人的被害は確認されていないが、他県や近隣市町での出沒事例もあることから、農作物被害や人身被害が心配される。

【その他鳥獣】

一部地域でアライグマの出沒情報が寄せられ、また、カワウについても、阿武隈川や市内ため池で目撃されており、今後、生息数の増加による影響が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣の種類	現状値 (令和6年度)		目標値 (令和9年度)	
	被害金額	被害面積	被害金額	被害面積
イノシシ	2,222,000 円	2.09ha	1,778,000 円	1.70ha
ニホンザル	0 円	0ha	0 円	0ha
ハクビシン	0 円	0ha	0 円	0ha
カラス	0 円	0ha	0 円	0ha
カルガモ	0 円	0ha	0 円	0ha
ツキノワグマ	0 円	0ha	0 円	0ha
合計	2,222,000 円	2.09ha	1,778,000 円	1.70ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等 に関する取組	【イノシシ】 ○有害鳥獣捕獲事業等の実施 宮城県から参考送付された有害鳥獣捕獲に従事することが可能な者の名簿に記載された者をもって本市における有害鳥獣等の駆除従事者（以下「駆除隊員」という。）とし、通年でわな及び銃器による捕獲を行った。 〔捕獲機材の導入状況（角田市鳥獣被害防止対策協議会事業等）〕 ◇はこわな 令和2年度まで 241基 令和3年度 7基 令和4年度 6基 令和5年度 7基 令和6年度 2基 計 263基 ◇くくりわな 平成29年度まで 99基 計 99基	【イノシシ】 ○食用制限、捕獲後の処理 駆除隊員によるイノシシの捕獲は、駆除隊員の増員や捕獲機材の整備を進めていることもあり、一定の成果を上げている。 しかし、放射性物質の飛散による食肉の利用制限や捕獲後の処理について課題がある。

○狩猟免許取得等経費へ助成 駆除隊員の確保・増員を目指し、狩猟免許及び猟銃等所持許可に要する費用に対して助成を行った。(補助率10/10以内(物品除く)) ○「はこわな」購入費用の助成 狩猟免許所持者及び地域ぐるみで鳥獣被害対策を行う団体に対し「はこわな」購入に要する費用の一部助成を行った。(補助率1/2以内) 【ニホンザル】 ○捕獲・追払い等 角田市鳥獣被害対策実施隊員による追払い・捕獲等を実施した(平成25年7月設置)。また、必要に応じて、鳥獣用追払い用火火による追払いを行った。また、定期的にパトロールを実施し、被害防止を図った。 【カラス・カルガモ】 ○予察駆除 春・秋における水稻の被害を防止するため、予察駆除を実施した。 【ハクビシン】 ○狩猟時捕獲 一定程度狩猟時に捕獲があった。	○捕獲担い手の高齢化、銃猟免許等所持者の確保 わな猟免許取得者が増加しているが、捕獲担い手の高齢化が進んでいる。また、銃猟免許の新規の取得者が少ない。 ○利用の促進 わな猟免許取得者の増加に伴い一定の利用があったが、なお一層の利用促進を図る必要がある。 【ニホンザル】 ○捕獲等による被害防止 角田市で被害を及ぼしていた個体群が分裂したため、平成25年度に入ってからニホンザルが当市へ侵入する頻度・個体数が減少した。しかし、近年、ハグレザル3~4頭が頻繁に出没しており、今後も捕獲や追払い、定期的巡回等を行い、被害防止を図る必要がある。 【カラス・カルガモ】 ○担い手の確保 銃猟免許を持つ駆除隊員の高齢化が進んでおり、当該新規取得者の確保が課題である。 【ハクビシン】 ○狩猟時捕獲等の推進 狩猟時の捕獲数増加を図るが、今後においては、必要に応じ有害鳥獣捕獲も求められる。
--	--

	【ツキノワグマ】 ○通報時対応 通報が入った場合、市・警察・駆除隊員で現場や付近の見回りを行った。その後、市民に対して出沒した旨の注意喚起を行った。 【放任果樹の除去、藪の刈取り】 ○一部地域において、不用な果樹の除去及び藪の刈取りを実施し、有害鳥獣が出沒しにくい環境づくりを行った。	【ツキノワグマ】 ○対応時の関係機関との連携 ツキノワグマの対応が必要になった際の関係機関（県・市・警察・駆除隊員等）による現地での情報共有や連携が課題である。 【意識啓発による環境整備の重要性】 ○一部地域で実施されたものの、市域内での広がりには欠けるため、今後、意識啓発による環境整備の重要性の浸透を図ることが課題である。
防護柵の設置等に関する取組	【イノシシ】 ○電気柵等防除施設導入助成 市の事業で電気柵等防除施設の導入に助成を行った（補助率1/3または1/2以内）。 また、宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金により集落単位での電気柵等防除施設の整備が行われた。 〔集落ぐるみ整備実施箇所〕 平成25年度 坂津田中地区 平成26年度 坂津田下地区 平成27年度 西根13区 東小坂地区 平成28年度 平貫地区 平成29年度 宮沢地区 令和5年度 坂津田中地区 西根13区	【イノシシ】 ○導入の促進と対策の工夫等 電気柵などを設置した農家や集落においては被害の軽減が顕著であるものの、対策を講じていないエリアに被害が波及している。 引き続き、集落単位での大規模防護柵の導入を支援していくが、地域をまとめるリーダーの育成や、山間部などでの設備の設置、維持管理が困難な集落における対策の工夫などが課題である。
生息環境管理その他の取組	【イノシシ】 ○駆除隊員向けの捕獲技術向上させるための研修会を行った。また、住民向けのイノシシの習性や被害防止対策、電気柵等維持管理等についての勉強会を行った。	【イノシシ】 ○イノシシ発見事例の増加やイノシシとの交通事故の発生など、人とイノシシの生活圏の境があいまいになっている。その原因の一つである放任果樹の除去や、対策としての緩衝帯の設置が課題である。

(5) 今後の取組方針

【イノシシ】

現在の被害防止策が一定の効果を発揮しており、なお一層、捕獲・防除・環境整備（地域ぐるみの対策等）の強化に努める。また、これまで以上に「わな」の設置（増設）の推進や、設置箇所を工夫すること等により、さらに捕獲圧を高めていく。

被害防除並びに環境整備については、地域での防除施設の整備（電気柵等）を進めるとともに、地域リーダー等を育成し、鳥獣被害を最小限に抑止する地域づくりを目指す。

【ニホンザル】

地域住民等からの情報収集に努めながら、定期的巡回や追払い、捕獲等による被害防止活動を推進していく。

【ハクビシン】

有害鳥獣捕獲も視野に入れながら狩猟時期を中心に捕獲を推進する。

【カラス・カルガモ】

予察捕獲を軸に、被害防止に努める。

【ツキノワグマ】

市内での目撃情報があることから、関係機関との連携を強めて被害防止活動を推進していく。

【体制の整備】

駆除隊員並びに角田市鳥獣被害対策実施隊員の増員、確保を図るため、引き続き、捕獲担い手の確保、育成に力を入れ、円滑な世代交代を目指す。併せて、農業者等に対し野生鳥獣の生態や習性等を理解した被害防除策や環境整備の重要性を啓発していく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

【イノシシ】

駆除隊員に対して、本市等が捕獲を依頼するものとし、市内全域で、わな及び銃器により年間1,000頭の捕獲を目指す。

また、増殖を抑止する捕獲方法のひとつとして、市内全域で、必要に応じて駆除隊員によるライフル銃による捕獲も選択する。

【ニホンザル】

銃猟免許を所持している駆除隊員等に、角田市鳥獣被害防止対策実施隊員を委嘱又は任命し、毎年度、実施隊を編成する。

捕獲のほか定期的パトロール、追払い等を行い、出没への即時対応と被害防止を図る。年間捕獲目標は、5頭とする。

【カラス・カルガモ】

春・秋に予察捕獲を実施する。また、必要に応じて有害鳥獣捕獲を行う。

【ハクビシン】

狩猟期における狩猟捕獲を主体に、被害の状況に対応した有害鳥獣捕獲を随時行う。

【ツキノワグマ】

被害防除対策を行ったうえで、捕獲以外に被害を防ぎきれない場合について、関係機関と連携して有害鳥獣捕獲を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和 7 年度	イノシシ ニホンザル ハクビシン カラス・カルガモ ツキノワグマ	【イノシシ】 角田市鳥獣被害防止対策協議会等が、「はこわな」及び「くくりわな」を購入し駆除隊員に貸与するほか、狩猟免許所持者に対し「はこわな」購入費の一部助成を行うなど、捕獲圧の強化を推進する。 【ニホンザル】 角田市鳥獣被害防止対策実施隊員による銃器捕獲を行う。 【ハクビシン】 狩猟者に対し、捕獲への啓発に努めるとともに、必要に応じて有害鳥獣捕獲を行う。 【カラス・カルガモ】 原則として、駆除隊員による予察捕獲で対応し、被害状況に合わせて有害鳥獣捕獲を行う。 【ツキノワグマ】 被害防除対策を行ったうえで、捕獲以外に被害を防ぎきれない場合について、関係機関と連携して有害鳥獣捕獲を行う。 【捕獲担い手の確保・育成】 特に第一種狩猟免許取得等に対する支援策を広く周知し、若年層を中心とする捕獲担い手の確保、育成を目指す。
令和 8 年度	イノシシ ニホンザル ハクビシン カラス・カルガモ ツキノワグマ	【イノシシ】 角田市鳥獣被害防止対策協議会等が、「はこわな」及び「くくりわな」を購入し駆除隊員に貸与するほか、狩猟免許所持者に対し「はこわな」購入費の一部助成を行うなど、捕獲圧の強化を推進する。 【ニホンザル】 角田市鳥獣被害防止対策実施隊員による銃器捕獲を行う。

		【ハクビシン】 狩猟者に対し、捕獲への啓発に努めるとともに、必要に応じて有害鳥獣捕獲を行う。 【カラス・カルガモ】 原則として、駆除隊員による予察捕獲で対応し、被害状況に合わせて有害鳥獣捕獲を行う。 【ツキノワグマ】 被害防除対策を行ったうえで、捕獲以外に被害を防ぎきれない場合について、関係機関と連携して有害鳥獣捕獲を行う。 【捕獲担い手の確保・育成】 特に第一種狩猟免許取得等に対する支援策を広く周知し、若年層を中心とする捕獲担い手の確保、育成を目指す。
令和 9 年度	イノシシ ニホンザル ハクビシン カラス・カルガモ ツキノワグマ	【イノシシ】 角田市鳥獣被害防止対策協議会等が、「はこわな」及び「くくりわな」を購入し駆除隊員に貸与するほか、狩猟免許所持者に対し「はこわな」購入費の一部助成を行うなど、捕獲圧の強化を推進する。 【ニホンザル】 角田市鳥獣被害防止対策実施隊員による銃器捕獲を行う。 【ハクビシン】 狩猟者に対し、捕獲への啓発に努めるとともに、必要に応じて有害鳥獣捕獲を行う。 【カラス・カルガモ】 原則として、駆除隊員による予察捕獲で対応し、被害状況に合わせて有害鳥獣捕獲を行う。 【ツキノワグマ】 被害防除対策を行ったうえで、捕獲以外に被害を防ぎきれない場合について、関係機関と連携して有害鳥獣捕獲を行う。

		【捕獲担い手の確保・育成】 特に第一種狩猟免許取得等に対する支援策を広く周知し、若年層を中心とする捕獲担い手の確保、育成を目指す。
--	--	--

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
【イノシシ】 宮城県南部地方においては、平成25年度以降、放射能（放射性物質）の飛散の影響もありイノシシの捕獲が激増しており、本市でも、平成22年度の捕獲が有害鳥獣捕獲（248頭）及び一般狩猟（382頭）の合計が630頭だったのが、平成30年度には、宮城県の捕獲事業や一般狩猟を含めた捕獲頭数は1,481頭となっており、1,500頭に迫る勢いで増加していたが、ここ数年は豚熱の影響もあってか、捕獲数が1,000頭未満で推移している。しかし、令和5年度の捕獲頭数が前年度と比較して増えていることからイノシシの生息数が増加していることが考えられ、農作物等被害の拡大が危惧されるため、引き続き、「はこわな等捕獲機材の増設及び銃器」による一層の有害鳥獣捕等を推進し、年間1,000頭の捕獲を目指す。	
【ニホンザル】 角田市島田地区を中心に出没しているニホンザルの群れは、平成24年度頃には100頭前後の群れであった。また、近年においては、3～4頭のハグレザルが東根地区から藤尾地区に出没しており、今後の被害が大いに懸念される。 このことから、近隣町とも情報を共有しながら銃器等により年間5頭の捕獲を目指す。	
【ハクビシン】 近年、大きな被害は報告されていないが、果樹や野菜、ビニールハウスに被害が散見され、また、住宅の屋根裏での被害も見聞されるため、わなによる狩猟時捕獲や必要に応じた有害鳥獣捕獲を行う。	
【カラス・カルガモ】 原則として銃器による予察捕獲で対応し、また、被害の状況に応じて有害鳥獣捕獲（銃器捕獲）を実施する。	
【ツキノワグマ】 被害防除対策を行ったうえで、捕獲以外に被害を防ぎきれない場合について、関係機関と連携して有害鳥獣捕獲を行う。	

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
イノシシ	1, 0 0 0 頭	1, 0 0 0 頭	1, 0 0 0 頭
ニホンザル	5 頭	5 頭	5 頭
ハクビシン	有害鳥獣捕獲（被害の状況により）	有害鳥獣捕獲（被害の状況により）	有害鳥獣捕獲（被害の状況により）
カラス カルガモ	予察捕獲 有害鳥獣捕獲 （被害状況により）	予察捕獲 有害鳥獣捕獲 （被害状況により）	予察捕獲 有害鳥獣捕獲 （被害状況により）
ツキノワグマ	被害防除対策を行ったうえで、捕獲以外に被害を防ぎきれない場合について捕獲を行う。	被害防除対策を行ったうえで、捕獲以外に被害を防ぎきれない場合について捕獲を行う。	被害防除対策を行ったうえで、捕獲以外に被害を防ぎきれない場合について捕獲を行う。
捕獲等の取組内容			
イノシシ わな及び銃器、期間は 4 月～翌年 3 月（市内全域） ニホンザル 銃器、指定する期間（市内全域） ハクビシン わな、狩猟のほか指定する期間（市内全域） カラス・カルガモ 銃器、春・秋の指定する期日（市内全域） ツキノワグマ 必要に応じた方法、期間（市内全域）			

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
駆除隊員によるイノシシの捕獲に関して、近年の増殖に鑑み、繁殖を助長する成獣を適切に捕獲するため、また、ツキノワグマの捕獲に関して、緊急銃猟の対応ため、必要に応じて市内全域でライフル銃による捕獲も選択する。（ただし、特定猟具使用禁止（銃）区域、及び保護区以外の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 8 条の場所を除く。）。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
角田市	なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	必要に応じて集落ぐるみ等での電気柵、フェンス等の侵入防止柵の設置を進める。	必要に応じて集落ぐるみ等での電気柵、フェンス等の侵入防止柵の設置を進める。	必要に応じて集落ぐるみ等での電気柵、フェンス等の侵入防止柵の設置を進める。
ニホンザル	出没状況を鑑み電気柵等の侵入防止柵の導入も視野に対応を図る。	出没状況を鑑み電気柵等の侵入防止柵の導入も視野に対応を図る。	出没状況を鑑み電気柵等の侵入防止柵の導入も視野に対応を図る。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	地域ぐるみで設置した侵入防止柵については、設置の際に立ち上げた協議会で適正に管理をしている。	地域ぐるみで設置した侵入防止柵については、設置の際に立ち上げた協議会で適正に管理をしている。	地域ぐるみで設置した侵入防止柵については、設置の際に立ち上げた協議会で適正に管理をしている。
ニホンザル	なし	なし	なし

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	ニホンザル イノシシ	鳥獣用火火を使った追払い活動 出没しにくい環境整備等についての意識啓発
令和8年度	ニホンザル イノシシ	鳥獣用火火を使った追払い活動 出没しにくい環境整備等についての意識啓発
令和9年度	ニホンザル イノシシ	鳥獣用火火を使った追払い活動 出没しにくい環境整備等についての意識啓発

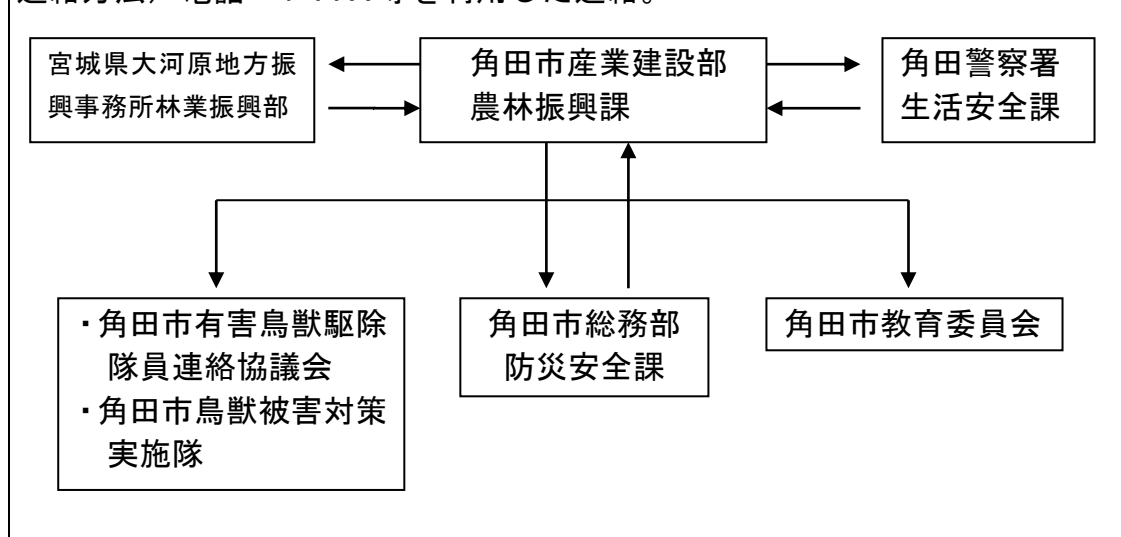
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
角田市産業建設部農林振興課	現場状況の確認及び広報活動等
角田市総務部防災安全課	現場状況の確認及び広報活動等
角田市有害鳥獣駆除隊員連絡協議会	現場状況の確認等
角田市教育委員会	学校等への連絡
宮城県大河原地方振興事務所 (林業振興部)	鳥獣に関する助言、指導
角田警察署生活安全課	現場状況の確認及び広報活動等

(2) 緊急時の連絡体制

連絡方法) 電話・FAX等を利用した連絡。



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

放射線物質を計測し一部自己食用等としている場合もあるが、ほとんどはゴミ処理施設で焼却又は埋却処分している。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	東日本大震災時の放射線物質の飛散により、宮城県ではイノシシの出荷制限指示等が出ている状況であり、捕獲等をしたイノシシは、当分の間、食肉などとしての有効利用等は困難である。 食肉利用等は、将来の検討課題とする。
ペットフード	なし
皮革	なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	なし

(2) 処理加工施設の実施

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	角田市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
被害地区行政区長	地域住民の協力体制の構築・被害調査等
宮城県猟友会伊具支部	鳥獣被害対策（捕獲）の実施、助言等
角田市有害鳥獣駆除隊員連絡協議会	鳥獣被害対策（捕獲）の実施、被害調査等
宮城県大河原地方振興事務所 （農業振興・林業振興担当）	鳥獣に関する助言、指導
みやぎ仙南農業協同組合	被害の情報提供・被害防止等事業推進
宮城県農業共済組合県南支所	被害の情報提供・助言、指導
仙南中央森林組合	被害の情報提供、助言、指導
角田市農業委員会	農地等に関する情報提供等
角田市	事務局、情報収集、啓発活動、事業推進等
坂津田中地区鳥獣害対策協議会 （平成25年度加入）	被害防止、被害防止施設の維持管理
坂津田下地区鳥獣被害対策協議会 （平成26年度加入）	被害防止、被害防止施設の維持管理
東小坂地区鳥獣被害対策協議会 （平成27年度加入）	被害防止、被害防止施設の維持管理
西根13区鳥獣被害防止対策地域協議会 （平成27年度加入）	被害防止、被害防止施設の維持管理
平貫地区鳥獣被害対策協議会 （平成28年度加入）	被害防止、被害防止施設の維持管理
宮沢地区鳥獣被害防止対策協議会 （平成29年度加入）	被害防止、被害防止施設の維持管理
西根12区鳥獣被害対策協議会 （令和8年度加入）	被害防止、被害防止施設の維持管理

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
南奥羽鳥獣害防止広域対策協議会	広域的猿害対策の調整、事業推進等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成25年7月に角田市鳥獣被害対策実施隊を設置。	
構成員 第1種銃猟免許を持つ角田市有害鳥獣駆除隊員連絡協議会員	
令和3年度	29名
令和4年度	29名
令和5年度	33名
令和6年度	33名
ニホンザル出没に関し、捕獲や追払い、定期的な見回りによる被害抑止を行う。また、駆除隊員がイノシシの多頭数捕獲等をした際、処理が困難な場合などに処理を支援する。	

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし
